

4 - 7 災害対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、名古屋市災害対策本部が設置され、本部長（市長）統括のもとに名古屋市地域防災計画の定めるところにより災害応急対策が実施されます。健康福祉局では、平常時を含め次のような災害対策事務を行っています。

1. 避難行動要支援者名簿の作成

要配慮者が円滑かつ迅速に避難するためには、地域（近隣）の共助を基本とする要配慮者への避難支援体制等の整備が重要となります。そのため、災害対策基本法の規定に基づき避難行動要支援者名簿を作成するとともに、防災危機管理局が所管する「助け合いの仕組みづくり」に取り組む地域団体等に対して、避難行動要支援者の同意を得た上で、避難支援等を行うために必要な名簿情報を提供しています。

2. 福祉避難所の指定・協定

通常の避難所がバリアフリー化されていないなどの理由で、高齢者や障害者など避難所生活に困難をきたす方を対象に開設される福祉避難所について、社会福祉施設等へ協力を呼びかけながら災害対策基本法に基づく指定や協定の締結を進めています。なお、福祉避難所については、通所サービス利用者が災害発生時に直接避難する指定福祉避難所と一般の指定避難所から移送する協定福祉避難所があり、令和6年3月末現在では計 228 か所となっています。

また、指定福祉避難所については、要配慮者に適した備蓄物資・機材の費用を補助する備蓄物資購入等補助制度を令和4年4月から実施しています。

3. 災害弔慰金の支給等

暴風・豪雨・洪水・高潮などの自然災害により死亡したり、精神・身体に一定の障害を受けた場合、又は住居家財に被害を受けた場合で、その災害が一定規模以上であるときは次のような制度があります。

(1) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

- | | | | |
|--------------|--------|--------------|--------|
| ・世帯の生計中心者の死亡 | 500 万円 | ・世帯の生計中心者の障害 | 250 万円 |
| ・その他の者の死亡 | 250 万円 | ・その他の者の障害 | 125 万円 |

(2) 災害援護資金の貸付

住居家財の被害程度等に応じ 150～350 万円を限度に無利子（保証人がない場合は利率 1%）の貸付けを行います。

4. 災害見舞金の贈呈

火災・風水害などの災害により被災した市民に、次のような見舞金・弔慰金を贈呈しています。

区 分	単 身 世 帯	2 人 以 上 世 帯
全 壊 ・ 全 焼 ・ 流 失	70,000 円	90,000 円
半 壊 ・ 半 焼	50,000 円	70,000 円
床 上 浸 水	30,000 円	50,000 円
消 火 冠 水	30,000 円	50,000 円
弔 慰 金	100,000 円／人	

5. 被災者生活再建支援金の支給

暴風・豪雨・洪水・高潮などの自然災害によりその居住する住居が一定の被害を受けた場合に、25～300 万円の支援金を支給します。